

Shakespeare 劇における相続

小林 貢

The Inherited Properties in Shakespeare's Plays

Mitsugu KOBAYASHI

(1997年11月28日受理)

Although a large number of studies have been made on Shakespeare's plays, there is a little discussion as to the inherited properties in them. It is recorded that the succession of the real estate and personal one in Elizabethan era was based on the primogeniture in the patriarchy.

The purpose of this paper is to inquire into the relationship between the Law of Property Act in England and the inheritance of properties in them.

The first point to notice is the case when there is a quarrel over succession. It is needless to say that the first son has the estate in fee tail in principle. Notwithstanding the law, several younger ones in them usurp the properties of the eldest ones. In addition to these, Shakespearean bastards attempt to dispossess their sibling of identity and property. That goes to the very core of the subversions toward the patriarchy in them. However, these efforts meet with failure at the end.

More noteworthy is an heir is the fair sex. In this case, marriage itself implies the inheritance for the bridegroom, but his wife does not necessarily come under the control of him in her inherited property.

I

Shakespeare 劇においては家父長制はどのように描かれているのであろうか。そして Shakespeare 劇における登場人物たちは父親や長男の権力に対しどのように対処しているのであろうか。以前に考察したように¹⁾Shakespeare 劇における妻たちは通例、夫に対して従順であり、そのアンチテーゼとして夫の支配下でない妻たち、厳密に言うならば、家父長制の支配を覆そうとする少数の妻たちが Shakespeare 劇に存在するのである。一方で、娘たちは家父長制の支配下にありながらもエロスの赴くままに発言し、自らの意志を貫く行動をすることで家父長制における権力に反抗し、その制度を転覆させる要素を含む行動を試みる存在なのである。この考察の延長として、この論文においては Shakespeare 劇における次男、三男の非嫡子、及び私生児が劇中においてどのような役割を果たしているのか、またそれがどのような影響を劇に及ぼしているのかを考察

するのである。それと同時に彼らが家父長制の体制内において、どのような地位を占めているのか、また占めようと試みているのかを家父長制の象徴であり、すべてを相続する権利を有する長男²⁾と対比しながら「相続」の観点から分析するのである。その考察すべき次男、三男の非嫡子の例としては *As You Like It* における Orlando や *The Tempest* における Antonio, *The Tragedy of King Richard the Third* における Richard, Duke of Gloucester などがあげられる。そして私生児の例としては *The Life and Death of King John* における Philip the Bastard, *Much Ado about Nothing* における Don John, *King Lear* における Edmund を取り上げるのである。それに加えて劇中において男性の相続者が存在しない場合の相続の一形態である複数の女性の相続についても考察するのである。その例としては *The Taming of the Shrew* における Katharina と Bianca があげられるのである。また一人娘の相続についても考察するのである。その例としては

Twelfth Night における Olivia や *The Merchant of Venice* における Portia と Jessica を取り上げるのである。これらの登場人物を通して娘に莫大な財産がある場合においても娘たちは結婚によって自らの自由と権限をすべて放棄することで家父長制の権力に従うかどうかとも考察するのである。

II

社会において他者より優位な安定した地位を獲得しようとする人間の欲望が存在することは否定しない事実である。その欲望は色々な形で他者を通して表象されることとなるのであるが、その一例としては権力の獲得、例えば相続や自らの力による身分上昇の達成を通して表現されることとなるのである。これを財産に関する問題として、捕えるならば財産相続権のない次男、三男の非嫡子や社会的に不利な立場にある私生児は財産相続という既得権のある長男とは異なる行動をせざるをえないことが考えられるのである。それゆえに彼らは時として既得権のある他者、特に身内の他者に対する嫉妬に起因する排斥行為や身分上昇のための他者に対する攻撃³⁾を自らに容認することとなるのである。特に正当な出生を持たないがゆえに「法の秩序に基づく社会」の周辺人である私生児は自らの力を用いた何らかの攻撃的行動によって自らの欲求を満足させるための地位を獲得するしかないのである⁴⁾。Shakespeare 劇において顕著であるのが私生児の身分上昇の欲望の具体的表象行動、言い換えるならば subversion つまり権威に対する転覆行為なのである。それは彼らには法律において保証されていない、社会における安定した地位を優先的に与えられないことに対する不満の補償行為なのである。その身分上昇の方法のひとつとしては謀略をもちいた上昇の手法があげられるのである。それは *Much Ado about Nothing* における Don John の Don Pedro に対する、虚偽によって名誉を傷つけることを試みる行為に代表されるものである。これにより Don John は権力闘争の勝利を得ようとするが失敗するのである。また別の身分上昇の手法としてはセックス・アピールを含む自らの魅力を用いることがあげられるのである。これは *King Lear* における Edgar の Goneril, Regan に対する誘惑を介して権力者と結びつくことで権力を獲得する過程がその一例である。これら私生児の身分上昇の具体的な手法については後に考察を行うこととするのである。

III

はじめに非嫡子である次男、もしくは三男の行動様式について考察を行うこととするのである。第一に取り上げたいのは *As You Like It* における登場人物たちである。*As You Like It* における Frederick は公爵 Duke の弟であり、本来、嫡子である兄が相続した物的権利である領地を奪った後⁵⁾、兄を追放することとなるのである。

Cha. There's no news at the court, sir, but the old news: that is, the old duke is banished by his younger brother the new duke; and three or four loving lords have put themselves into voluntary exile with him, whose lands and revenues enrich the new duke;⁶⁾

(I, i, 105-110, *As You Like It*⁷⁾)

そして Frederick は娘の Celia が兄の娘である Rosalind とともに家出したがゆえに、公爵たちを追討するために自ら軍隊を率いて Arden の森にやって来るのであるが、途中で出会った老僧との問答によって、自らの犯した過ちを悔悟し、公爵に領地を返還することで物質的な執着を捨て出家するのである。一方 *As You Like It* における Orlando は亡き Sir Rowland de Boys の三男である。彼には品があり、高尚な人物である。そのような人を魅了する徳があるがゆえに彼は人からかわいがられるのである。そのことに対し長男の Oliver は嫉妬するがゆえに Orlando は父親の遺言とは異なり、次男 Jaques のように大学での教育の機会を与えられずに作男として扱われることとなるのである。

Orl. As I remember, Adam, it was upon this fashion bequeathed me by will but poor a thousand crowns, and, as thou sayest, charged my brother on his blessing, to breed me well: and there begins my sadness.

(I, i, 1-5, *As You Like It*)

土地以外の物権を貨幣で非嫡子に与えることは限嗣不動産権⁸⁾から考えると当然のことである。1 クラウンは旧 5 シリングであり、1 シリングは 1 ポンドの 20 分の 1 であり、また旧 12 ペンスでもある。それゆえ 1,000 クラウンは 5,000 シリングであり 250 ポンドである⁹⁾。自分に対する相続分としては少ないと Orlando は嘆いているが、それは相続の税法上、仕方のないことなのである。また当時の物価を参考としてあげるならば、1618 年におけるパン屋の記録が残っているのである。それによると一年間の家の

賃借料が30ポンドであり、夫婦と徒弟の衣類代が年20ポンド、そして夫婦の食事代が週10シリング、下請け職人4人の賃金が週2シリング6ペンス、メイド2人の賃金が週10ペンスである¹⁰⁾。これらのことを考えるならば Orlando の嘆きは相続に関する限り贅沢なものである。しかし彼の嘆きは何よりも社会的な身分が獲得できないことに対するフラストレーションなのである。このような長男の権威を脅かさない従順な次男と反抗的で脅威的な三男に対する長男の対処の違いは Shakespeare 劇における家父長制の権力維持の構造と、その権力を覆すための争いを暗示しているのである。このように欲求不満な Orlando が自らの優越性をレスリングで示したことから、Frederick の不興を買い、身の安全のために彼は Arden の森へ逃げ込むこととなるのである。この Orlando の行動は長男の意向や権威、つまり、家父長制自体に対する転覆行為であり、その権力に従わないことから、それに対する containment が発生するのである。そして Oliver はこのような魅力的ではあるが反抗的な Orlando を憎み、殺ささえ試みようとするのであるが Arden の森においてライオンに殺されそうになるのを Orlando に救われたことにより自らの行動の過ちに気付くのである。このように *As You Like It* には二組の兄弟の権力を巡るゲームと一人娘の獲得（相続）が描かれているのである。公爵兄弟においては長男の権力を次男が奪うが、次男が自らの行動を反省し、その権力を長男に返還する過程が描かれているのである。また Oliver と Orlando の兄弟の確執が原因で、家財一切を公爵に没収されたゆえに Orlando を追って Arden の森までやってきた Oliver が自らの行動を反省したことにより、Duke の了解を得て Celia を獲得するとともに、没収されていた父から相続した財産を回収する経過が描かれているのである。それに加えて Orlando は Oliver との和解により教育を受ける権利、もしくは、それに替わる権利を獲得するとともに Rosalind つまり追放された公爵の相続権をもつ一人娘を獲得するのである。このことにより三男である Orlando は Rosalind を媒介として公爵の領地の将来的な相続権を獲得すると同等の権利を獲得するのである。

Duke S. Welcome, young man ;
Thou offer'st fairly to thy brother' wedding :
To one, his lands withheld ; and to the other
A land itself at large, a potent dukedom.
(V, iv, 174-176, *As You Like It*)

このように考えるならば *As You Like It* は土地や権利を媒介とした相続の劇であるという見方もできるのである。次に *The Tempest* における兄弟関係を概観するのである。ミラノ公 Prospero は学問に熱中し国政を疎かにしていたので、非嫡子で実権を握っていた、Prospero の弟 Antonio はナポリ王である Alonso と協力して Prospero からミラノ公国を奪った後、彼を追放するのである。Prospero は魔法の本と生活するための最低限の物資だけで孤島に流れ着くこととなるのである。12年後、魔法によって嵐を起こし Alonso や Antonio 達の乗った船を難破させ、島に上陸させるのである。ところが、その後で Antonio はナポリ王の弟 Sebastian を唆して自らのように王国を奪うために Alonso と Gonzalo を殺させようとするのである。

Seb. Thy case, dear friend,
Shall be my precedent : as thou got'st
Milan,
I'll come by Naples.

(II, i, 299-301, *The Tempest*)

このように非嫡子による権力の篡奪の計画はここにも見い出されるのである。このような悪行に徹する存在にも関わらず Antonio は再会した Prospero から国を横領した罪を一応許されるのであるが、彼には自らの行動に対する反省や改悛の情は垣間見られないのであり、ここが *As You Like It* の Frederick とは異なるのである。しかしながら、この劇においても非嫡子である弟が兄の権力を奪うために策略を巡らし、その行動の不当性ゆえに権力を返還する構造は *As You Like It* と一致しているのである。そして、この場合 Prospero の一人娘である Miranda はミラノ公国の相続者の権利を保有するのであり、彼女がナポリ王の息子 Ferdinand と結婚することは彼女がミラノ公国の相続権を彼に与えるとともにナポリ王国の相続権を受け取ることででもあるのである。それゆえ Prospero の子孫は、その両国の相続者となるのであり¹¹⁾、彼の魔法は Miranda と、その子供に対し有効に作用しているのである。

Alon. Was Milan thrust from Milan, that his
issue
Should become kings of Naples? O,
rejoice
Beyond a common joy,
(V, i, 204-207, *The Tempest*)

これらの二つの劇は非嫡子が嫡子の権力を奪うだけであるが、それだけに止まらず、嫡子の存在さえ

も消滅させる非嫡子たちが存在するのである。代表的な者は *The Tragedy of King Richard the Third* における Richard, Duke of Gloucester である。また *Hamlet* における Claudius もその可能性を持つ登場人物である。Hamlet 王の亡霊の言葉によれば、Claudius は兄である先王を毒殺することで Denmark と女王を手に入れるのであり、その言葉を信じた Hamlet は復讐を実行するのである。しかしながら、この相続は亡霊の発言のみに依るところであり、実証されてはいないのである。もしも王位の主権が亡き Hamlet 王にあったのであれば、言うまでもなく Hamlet が王位継承権の第一位なのであり、王位をすぐに継承するべきなのである¹²⁾。しかし、この相続においては Gertrude が国の主権を有する女王であると推定される未亡人であることから、もし亡霊の言葉と異なり Claudius が本当は先王を殺していないのであれば、Gertrude との結婚を介しての Claudius の権力の相続はキリスト教の教会法の観点からは問題のあるものの¹³⁾、財産権の観点から見るならば問題はないと考えられるのである。それは King Henry the Eighth が亡兄の Arthur の未亡人の Catherine of Aragon と結婚したように現実に取り得ることであったのである。しかし Hamlet が嘆いているように限嗣不動産権の相続者にとっては自らが国王に現時点においてなれないゆえに不満の残るものである。その不満もあって Hamlet は Claudius に対し亡霊の言葉通りに復讐を実行するのであるが、結果的に財産の相続権をもつ Gertrude, Claudius, Hamlet が亡くなり、それらの直系卑属も存在しないところから国の相続権は王位継承権を主張していた血縁関係にあると推定される Fortinbras へと移動するのである。このように Norway の支配権を Hamlet と同様に叔父に奪われた、亡き王の嫡子 Fortinbras は最終的に Denmark の支配権を獲得するのである。このような非嫡子が財産相続を企てる登場人物として更に *The Tragedy of King Richard the Third* における Richard, Duke of Gloucester を考察するのである。Richard も三男の非嫡子であるが、せむしでびっこなうえに醜い容貌の人物であり、彼は自らの不具と醜悪さという日常的な賞賛を得ることのできない欲望に対する補償として王冠を得るために悪党になることを自らに誓うのである¹⁴⁾。

Glo. I, that am curtail'd of this fair proportion, Cheated of feature by dissembling nature, Deform'd, unfinish'd, sent before

my time Into this breathing world, scarce half made up, And that so lamely and unfashionable That dogs bark at me, as I halt by them;

(I, i, 18-23, *King Richard the Third*)

And therefore, since I cannot prove a lover, To entertain these fair well-spoken days, I am determined to prove a villain, And hate the idle pleasure of these days.

(I, i, 28-31, *King Richard the Third*)

このように Richard は自分以外の親族を陥れることを心に決め、王冠を手に入れるのである。それに加えて、王位を脅かす可能性を持つ Edward, Prince of Wales と Richard, Duke of York を暗殺するのである。この York 家の嫡子の男子直系卑属の消滅により *The Tragedy of King Richard the Third* においては Lancaster 家の長である Henry, Earl of Richmond が Richard を打ち破り King Henry the Seventh となり、York 家の嫡子の女子直系卑属である Elizabeth と結婚することによって更に、この相続に正当性を持たせるのである。このように野心的な次男もしくは三男は自らの満たされない権力への想いを知謀と行動によって手に入れるのであるが最終的には財産をも含めて、その権力は家父長制の秩序を維持するために嫡子の直系卑属へ返還される構図が描かれているのである。次の章においては私生児について考察するのである。

IV

次に私生児について考察を行うのである。私生児の例としては *Much Ado about Nothing* における Don John があげられるのである。彼は Arragon の領主 Don Pedro の腹違いの弟であり、相続に関すると考えられる Don Pedro との戦いに敗れるのである。その腹いせのために彼は Hero の貞節に汚名を着せることで Claudio と Don Pedro を陥れるのである。これは Claudio に対する嫉妬とともに相続権の問題が根底にあるのである。陰謀が露見してから Don John は逃亡を図るものの、最終的に捕らえられこととなるのである。また *King Lear* における Edmund は Earl of Gloucester の私生児であり嫡子である異母兄の Edgar に替わり、父から相続を受けするために偽の手紙を用いて父殺しの陰謀の汚名を Edgar に着せることで彼を追放することに成功す

るのである。それに加えて性的な魅力を用いて Goneril と Regan を誘惑するのみならず Duke of Cornwall の側近となることで権力を獲得しようと試みるのである。このような Edmund の身分上昇の欲望は私生児というアイデンティティの不確かさから派生しているのである¹⁵⁾。これらの二人は自らの権力の獲得のために策謀を企む私生児たちである。それと対照的なのが *The Life and Death of King John* における Philip the Bastard なのである。彼は King John の兄で獅子心王と呼ばれた King Richard the First が Sir Robert Faulconbridge 卿の妻との間に作ったとされる私生児であり、卿の土地の相続権は弟である Robert Faulconbridge にあるという訴訟をおこされるのである¹⁶⁾。King John は結婚した夫婦の子供で最初に母から産まれたものが嫡子であるという主張によって、その訴訟を退けようとするが、Philip the Bastard は自分の父でない者の土地や財産を相続することを自らの意志で拒否するのである。それゆえ Robert は正当な相続人として認められるのである。つまり財産を相続することも可能でありながらも Richard の子であるという自負が Philip the Bastard に名誉を選択させ、財産の相続を自主的に拒否させるのである¹⁷⁾。この組み合わせは私生児と推定される長男と正当な出生の次男ゆえにイギリスにおける土地相続の慣習に基づくならば土地を相続するのは次男が適当なのである。このような私生児に対する不利な扱いは他の劇でも見受けられることである。例えば *The Tragedy of King Richard the Third* における King Edward the Fourth の息子 Edward, Prince of Wales と Richard, Duke of York は Duke of Buckingham により、故 Edward the Fourth の私生児であることを仄めかせたことにより、彼らの王位継承権の不当性が主張されるのである。それがゆえに Richard, Duke of Gloucester が戴冠することとなるのである。このように私生児は明らかに相続において不利であり、彼らの内の野心的な者たちは、それがゆえに策謀を弄すことで権力を獲得しようとするのである。次は男性の相続者の存在しない Shakespeare 劇を考察するのである。

V

男性の相続者のいない場合の典型的な例が一人娘の相続である。その例としては先程述べた Rosalind や Miranda のほかに *The Merchant of Venice* に

おける Portia と Jessica が挙げられるのである。彼女たちは一人娘のために父親からすべての相続を受ける権利を有するのである。それゆえに求愛者たちは、その娘の魅力を媒介としながらも娘=財を求める権力ゲームを演じることとなるのである。つまり夫になろうとする者は娘=財を獲得することで非嫡子であっても、嫡子と同様の権利を相続できると無意識に考えるのである。しかしながら財産のみならず美貌と美德を身につけている Portia には亡き父の架した箱選びの条件が存在したのである。法的に考えるならば、これはイギリスにおける「遺言による特定財産の帰属の指定 (fideicommissary substitution)」と呼ばれるものである。ここにおいて Portia の配偶者となるためには金や銀ではなく鉛の箱を選ばなくてはならないことが、この相続問題と直結しているのである。つまり、金や銀は流通するものなのである。

Bass. Therefore, thou gaudy gold,
Hard food for Midas, I will none of thee;
Nor none of thee, thou pale and common drudge
'Tween man and man:
(III, ii, 101-103, *The Merchant of Venice*)

ところが Portia の亡き父は、この相続方法を選択したことからも解るように Portia の配偶者が財産の物権を一方的に譲渡することをあらかじめ禁じているのであり、何世代もの間、Portia の子孫の相続人から相続人へ、そのまま財産、特に不動産が移転することを望み継承的不動産設定 (settlement)¹⁸⁾を行ったのである。それゆえ Portia の絵姿は鉛の箱に入っていなければならないのである。また Portia は夫の親友の Antonio の危機を救うためには快く財産を提供するが財産と愛の象徴である結婚指輪を Bassanio から変装した姿で取りあげ、彼が自分の了解を得ずに譲渡したことを問いつめることで財産に関する権原 (title) が Bassanio には無いことを言外に宣言しているのである¹⁹⁾。

Por. If you had known the virtue of the ring,
Or half her worthiness that gave the ring,
Or your own honour to contain the ring,
You would not then have parted with the ring.
(V, i, 199-202, *The Merchant of Venice*)

それゆえに Portia の指輪は Bassanio の手中に占有が帰属しようとも、その返還を求める権利は当然のこととして存在するのである。また *Twelfth Night* においても父と兄が亡くなったことから伯爵の地位の法定相続人であるとともに財産権を保有するようになった Olivia = 貞淑な乙女 = 社会的地位及び財産を観客の予想とは異なり²⁰⁾ Sebastian が意図せず獲得する様子が描かれているのである。それと同時に、この劇においては Olivia を通しての執事 Malvolio の身分上昇の欲望と、そのかなえられない夢を追う Malvolio の愚かさが描かれているのである²¹⁾。また *The Taming of the Shrew* における Katharina のじゃじゃ馬から素直な女への態度の変化は従順な妻を得るとともに娘（女性）の遺産さえも相続するという家父長制の枠組みにおいて財産を保持していない男性の夢を描いている劇であると考えられることができるのである²²⁾。それは Petruccio のみならず Lucentio は Bianca と、そして Hortensio は Widow と結婚することで労無く財産を相続するからも明らかなのである。²³⁾このことから、娘たちは財力という結婚を拒否できるか、結婚しても夫の権力に対抗できる力をもっている限りにおいて結婚という家父長制維持装置の支配を逃れることが可能なのであり、もしこのような力を持たない限り、最終的には夫の権力に自ら従属することとならざるを得ない存在なのである。言い換えるならば Shakespeare 劇の娘たちは莫大な財産の相続者か他者を支配できる地位を持たない限りにおいて、最終的には自由を放棄し、家父長制の「男性に従う女性」という原則の枠組みの中に自ら包摂され、そのために犠牲となることで劇中社会の秩序を維持するための役割を果たしているのである。

VI

これまでの考察から明らかのように Shakespeare 劇においては私生児、非嫡子、財力を持たない女性の犠牲のもとに嫡子による家父長制が維持されているのである。つまり、Shakespeare 劇もその時代の範疇を逸脱することはできないのであり、家父長制維持装置として社会に対し機能しているのである。それがゆえに、恵まれない私生児は家父長制のなかで地位を求めて転覆的な行為を行うものの、最終的には「あらゆる高邁な計画に導く梯子²⁴⁾」や「存在の大いなる鎖」の概念の中に包摂され、更に家父長制を強化するための存在でしかないのである。それゆ

え私生児は一度、体制の中に組み込まれたにしても最終的には除外されるのである。また、次男、三男は出生の正当性ゆえに長男ほどではないにしても体制の中において優位な立場に立てる可能性を秘めているものの、何らかの攻撃的な行動を起こさない限り長男と同等の権力を手に入れることは出来ないのである。また娘は財産相続人である限りにおいては権力を持つものの、財産の無い場合は結婚した、その瞬間から夫 = 家父長制の権力の中に包摂される存在でしかないのである。このように考えるならば Shakespeare 劇は家父長制という制度を巡る「相続劇」として解釈することが可能であり、非嫡子や私生児は土地や権利を媒介とした嫡子との権力ゲームを演じることとなるのである。この権力ゲームにおいては nomos つまり「掟、慣習、法律」などの社会制度を味方につけている嫡出子、特に嫡子には常に有利であり、physis つまり「自然、本性」からこの世に送り出された私生児はその権威を相対化しようと試みるのである。また財産相続権を持つ一人娘は自らが相続物となり、非嫡子が財産を獲得するゲームを演じさせるのであるが、その自己家産の処分の設定権限はその所有権を有する者に帰することとなるのである。なぜならばイギリス物権法において所有者は財産を含む物に関する権原、管理権、そして利益収受の権利を持っているのであり、その権利は配偶者に対しても不可譲渡性を帯びるからなのである。

注

- 1) 小林 貢「Shakespeare 劇における妻と娘」— 男根中心主義と支配欲 —, 東北, 第29号, 東北学院大学大学院文学研究科, pp. 1~28. (1995)
- 2) 土地という基本財産の相続をイギリス物権法の観点から考えてみると3つの範疇に分類されるのである。第一には封建的な種類の基本財産としての相続である。つまり封建制度において、君主は一定数の軍隊の提供の義務(これは通例、騎士義務 knight service と呼ばれる)を対価として、君臣にたいし、一定の土地の私的所有権を賦与するのである。この場合、君臣は通例、大貴族であり、彼らは、その土地の一部を更に陪臣に賦与したのである。この農業を中心とした封建制度においては、さらに土地を小作に貸すことで収穫を回収し、自給自足体制を維持したのである。これは軍隊維持のための土地の所

有権の賦与の形態である。第二には家族に対して土地をもって基本財産の設定を行うものであり、土地が長男に相続されることを保証し、それよりも重要性の少ない物権を、金銭で家族の他の構成員に与える仕組みである。これは限嗣不動産権 (fee tail) と呼ばれるものであり、相続人は生涯権を有し、本人の死後その血を受け継ぐ法定推定相続人 (通例長男) が継承し、その直接の長子の血統が絶えるまで続く相続形態である。第三の相続は団体のための相続であり、その法人格に対して相続が行われるのである。F.H. ローソン「イギリス法の合理性」日本比較法研究所、東京、小堀憲助、船越隆司、真田芳憲訳、(1965), pp. 86~108. 及び pp. 186~196. これら3つの相続のうち Shakespeare 劇における相続は基本的には限嗣不動産権の相続である。

- 3) Konrad Lorenz は人間が他の動物と異なり、攻撃の本性を持たないという従来の固定概念を否定しているのである。つまり、人間も本性として攻撃性を持つ点において他の動物と変わらないことを主張しているのである。それに加えて、彼は人間のみが攻撃性を抑制するメカニズムが十分に進化しなかったことも述べているのである。
Konrad Lorenz「攻撃」—悪の自然詩—、みすず書房、東京、日高敏隆、久保和彦訳、(1970), pp. 121~196.
- 4) Mary Douglas, *Purity and Danger: An Analysis of Concept of Pollution and Taboo*, London: Routledge, (1966), p. 97.
- 5) 公爵が限嗣不動産権の相続によって占有していたと考えられる土地を Frederick が合法的に奪うためには、まず馴合不動産回復訴訟 (common recovery) と呼ばれる限嗣不動産権解除の手続きを用いることによって単純不動産権を公爵に取得させたこととし、それを Frederick に譲渡させたことにすれば可能である。なぜならば、もし土地が限嗣不動産権による相続であれば Frederick には土地が相続できないのであり、その場合の相続者は無条件に Rosalind となるからである。また、もし仮に土地を生涯所有権 (life estate) を用いて公爵が Frederick に譲渡したこととする場合、以下で Celia の言う通り、土地を相続するのは Rosalind ではなく残余権 (remainder) を設定される Celia であ

り、彼女は単純不動産権を獲得することとなる。それゆえに Rosalind に土地を譲渡することは可能なのである。

Cel. You know my father hath no child but I, nor none is like to have; truly, when he dies, thou shalt be his heir: for what he hath taken away from thy father perforce, I will render thee again in affection;

(I, ii, 18-21, *As You Like It*)

ところが実際には Frederick が公爵に対し、直接に土地を返還することとなるのである。法的に考えるならば公爵が土地を fee simple absolute とすることで Frederick に対し土地の所有権を譲渡したが Frederick がその権利を放棄し、その権利が公爵に帰還するのである。この権利の回復により公爵は Rosalind と Orlando の婚姻に基づく限嗣不動産権を再設定すると考えられる。

フィリップ・S・キュームズ「イギリス法 (下) 私法」三省堂、矢頭敏也 監訳、(1985), pp. 180~236. 参照

また common recovery を含めた Shakespeare 劇における法律用語に関しては以下の著書で詳しく議論されている。小室金之助「シェイクスピアの謎」—法律家のみたシェイクスピア—、三修社、(1997), pp.69~98.

- 6) イギリスにおける中世封建法からの伝統において主君から支給された土地は、もともとその君臣一代で返還しなくてはならないものであった。それゆえ Frederick が領地や歳入を没収する行為は歴代の王達がやってきた封建制における行為の模倣である。しかし、そのうち土地の世襲である封相続制が成立することで長子相続が可能となったのである。
Theodore. F.T. Plucknett「イギリス法制史総説篇 上」イギリス法研究会訳、東京大学出版会、(1959), pp. 34~46.
- 7) Text: William Shakespeare, *Shakespeare Complete Works*, ed. W.J. Craig, Oxford: Oxford University Press, (1980)
以下の引用においても同書による。
- 8) 限嗣相続に関しては注2においても言及したが、詳しくは以下の文献を参考にされたい。
David J. Hayton, *The Law of Real Property*, London: Stevens, (1982)

- Patrick J. Dalton, *Land Law The Third Edition*, London: Pitmoon, (1983)
- 9) In Queen Elizabeth's Annual Expense, Civil and Military, c. 1578, the fee, reward, and robes of Lord Chief Justice of England was £208. 6s. 8d.
J.R. TANNER, *Tudor Constitutional Documents A.D. 1485-1603 With an historical commentary*, Cambridge: Cambridge University Press, (1922), p. 209.
- 10) Humphrey Milford, *Shakespeare's England*, London: Oxford University Press, Vol. I, (1916), p. 318.
- 11) このように二つの国の相続者が困難を乗り越えて結婚することで更に権力を強めることは他の劇においても見受けられるのである。*The Winter's Tale*において Leontes の娘 Perdita と Polixenes の息子 Florizel が結婚することで Sicilia と Bohemia の両国ともに Leontes と Polixenes の子孫が継承することとなるのである。
- 12) Eric S. Mallin, *Inscribing the Time — Shakespeare and the End of Elizabethan England* —, London: University of California Press, (1995), p. 112.
- 13) In marrying Claudius, Gertrude was marrying her brother-in-law; and, according to [canon law], such a marriage was indeed incestuous and prohibited.
Cedric Watts, *Harvester New Critical Introductions to Shakespeare, Hamlet*, Brighton: Harvester, (1988), p. 31.
- 14) Richard III, Aaron in *Titus Andronicus*, and Philip the Bastard in *King John*—are similarly dominated by what may be thought of as the impulse to outrage, and they similarly bring that impulse to bear on their respective play-worlds.
Richard Hillman, *SHAKESPEAREAN SUBVERSIONS — The trickster and the play-text* —, London: Routledge, (1992), p. 39.
- 15) *Ibid.*, p. 41.
- 16) イギリス中世における荘園の相続慣行として土地も含めた物権の優先相続権者の順位は(i)死亡者の直系の子女, (ii)死亡者の兄弟, (iii)死亡者の兄弟の子女, (iv)死亡者の姉妹, (v)死亡者の姉妹の子女となっていたのである。もちろん, 相続順位は直系優先そして同位者間においては男子優先の原則が確立されていたのである。しかし, 死亡者の直接の子女であっても相続権を享受しえない人々が存在したのである。それは(i)婚姻成立以前に出生した子女, (ii)婚姻によることなく出生した子女, (iii)重大犯罪を犯した人々であったのである。
三好洋子「イギリス中世村落の研究」, 東京大学出版会, 東京, (1981), pp. 77~117. 及び pp. 299~331.
上記のことから類推すると Philip the Bastard が獅子心王 Richard が Sir Robert Faulconbridge 卿の妻との間に作った子供であるならば, 卿の土地の相続権は弟である Robert Faulconbridge にあることは法的には自明なことなのである。
- 17) Hillman, *op. cit.*, p. 42.
この私生児という社会的な位置ゆえの嫡出子との確執は財産や地位というアイデンティティを奪う, 奪われるの関係の相違はあるものの Don John と Edmund と Philip に共通している要素である。しかし決定的に異なるのは Philip の出生には社会的な承認がなされることである。
- 18) settlement を含む所有権に関しては 國生一彦 「現代イギリス不動産法」, 商事法務研究会, 東京, (1990), pp. 165~202. 参照
- 19) Portia の財産はフランス法における嫁資制 (dot) の嫁資外財産 (biens paraphernaux) に相当するものであり, これは Portia の特有財産なのである。
F.H.ローソン, *op. cit.*, p. 195. 参照
- 20) この劇の最初の構想のイメージとしては Orsino と Olivia の家長の結婚による公爵と伯爵の結合による権力の強化を観客に予想させるのである。
Stephen Jay Greenblatt, *SHAKESPEAREAN NEGOTIATIONS — The Circulation of Social Energy in Renaissance England* —, Oxford: Clarendon Press, (1988), p. 68.
このような権力の結合のパターンは先に述べた *The Tempest* や *The Winter's Tale* においても見いだされるものである。しかしながら, 地位と財産という権力を相続し, 周囲の人間を支配する自由さえある Olivia にとって配偶者の選択は自らの思うがままなのである。この

Olivia のモデルと考えられるのが Elizabeth the First であり、この劇は彼女に対する暗黙の風刺であるとも考えられるのである。つまり、女性にもかかわらず Elizabeth the First が権力を保持できたのは彼女が生涯独身で男たちの熱心な結婚への試みを通して彼らを操縦してきたからなのである (Ibid., p. 69.)。

- 21) “the absurd behaviour of Malvolio a product of the interaction between Maria’s plot and his own delusions,”

Leah Scragg, *SHAKESPEARE’S MOULDY TALES —Recurrent Plot Motifs in Shakespearean Drama—*, Essex: Longman Group UK Limited, (1992), p. 34.

- 22) *The Taming of the Shrew* の Induction において酔っぱらって野原で寝入ってしまった鑄掛屋 Christopher Sly を Lord が、いたずら心に屋敷につれていき、彼が15年間、病気で眠っていた Lord であると思わせるのである。目が覚めても Sly はすっかり騙されて、快気祝いの劇中劇の *The Taming of the Shrew* を見るという設定である。一介の庶民である Sly にとって権力と財力を持つ Lord の立場についていると認識する幻想こそが目が覚めているにもかかわらず夢なのであり、ましてや劇中劇は更なる夢である。夢はフロイト流に言うのであれば願望

の充足なのであり、夢における更なる夢は従順な妻と財産の獲得という同時には本当に達成したい当時の男性の願望実現の幻想を描いていると考えられるのである。

- 23) イギリスにおいては結婚した女性の財産権は明確に認められていたのである。そして離婚した場合においてさえも妻と夫のとるべき財産については詳しい取り決めがなされていたのである。例えば離婚の際、掛け布団は妻のものとなり、敷布団は夫の物となるのである。また夫が再婚すれば、その敷布団も元の妻のものとなるのである。

Henritta Leyset, *Medieval Women. A Social History of Woman in England 450-1500*, London: Weidenfeld & Nicolson, (1995), p. 46.

また Magna Carta の土地法より寡婦の権利である寡婦産 dos も保護されていたので未亡人は亡き夫からの財産を確実に相続していることに加えて、父からの財産をも相続している可能性があるのである。

- 24) *Ulyss. O! when degree is shak’d*
Which is the ladder to all high designs, the enterprise is sick.
(I,iii, 101-103, *Troilus and Cressida*)